平成２３年（フ）第１５０号
横浜市港北区篠原町1005番地19　朝日パリオ新横浜302
破産者　峰島　辰雄
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４２号
横浜市泉区中田南４丁目５番31号　メゾンケーエム103
破産者　海老澤民子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８号
新潟県糸魚川市大字平1096番地
破産者　家崎　　亨
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第６４号
新潟県上越市吉川区原之町339番地24
破産者　野呂　　学
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１０８号
新潟県上越市富岡3584番地　ベルリード・トミオカＡ号
破産者　広島　政幸（旧姓流石）
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２０号
岐阜県高山市花岡町３丁目162番地５、前住所岐阜県高山市総和町２丁目59番地14
破産者　垣内　忠佳
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
滋賀県近江八幡市白鳥町１番地７
破産者　岸　　逸子（旧姓奥田）
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３０２９号
大阪市生野区中川西１－４―16、住民票上の住所大阪市住吉区苅田２丁目２番11―401号
破産者　西脇　義幸
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３７号
奈良市西登美ケ丘１丁目12番４号
破産者　中谷　雅一
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７３号
大阪府豊中市西緑丘３丁目９番７号
破産者　松原たまみ
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３３号
大阪府門真市中町５番９号
破産者　阿部　初代
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９０号
東京都三鷹市上連雀９－６－２　たつみ荘２Ｆ２号、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷東７丁目６番14号
破産者　永井　秀伯
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１６１号
大阪府東大阪市横沼町１－７―22、住民票上の住所大阪市北区中津３丁目17番９号
破産者　田中　正治
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８０号
大阪府豊中市上新田４丁目25―２　パール桃山台303号、住民票上の住所大阪府豊中市上新田２丁目４番３号
破産者　関本　　智
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９５号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番45―302号
破産者　甘利　　勝
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０４号
大阪市生野区新今里５－８－３　レクサス新今里603、住民票上の住所大阪府寝屋川市春日町７番24号
破産者　中村　篤士
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９３１号
大阪府茨木市太田２丁目13番15号
破産者　田中　次男
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２号
大阪市北区天神橋２丁目北１番13号　メゾン天神橋　405号室
破産者　ポーラ化粧品カサブランカ営業所こと助野早代子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部